


エントリーシート

フリガナ 氏名	アベ ミチコ 阿部 通子  (新65期 24年 10月 修習修了予定)		
生年月日	西暦1972年6月18日 生 39歳 (女性)		
住所	〒143-0012 東京都大田区大森東2-8-1 平和コーポ203		
	TEL(自宅)		
	TEL(携帯)	080-5496-7236	
	PCメールアドレス	carols14@rio.odn.ne.jp	
	携帯メールアドレス	carols14@ezweb.ne.jp	
出身校	国際基督教大学 教養学部 理学科		
	法科大学院	東京大学	
希望先	1.種別	法律事務所	
	2.規模	特に限定なし	
	3.その他		
扱いたい事件・分野	法律事務所	一般民事, 企業法務, 労働, 知的財産権, 倒産, 刑事, 少年	
	一般企業		
任官任検について	任官、任検も考えている		
資格	普通自動車運転免許 中学・高校一種教員免許(数学) ネットワークスペシャリスト 情報セキュリティアドミニストレータ 日商簿記3級		
目指す弁護士像/社会人像			
法的観点だけでなく多角的視野から依頼人に最適な解決を提案し、それが実現できるよう尽力する弁護士になりたい。 謙虚な姿勢を忘れず、生涯学び続ける人間でありたい。			
自己PR・その他(趣味・特技・語学・留学経験・新司法試験における選択科目等)			
約14年の社会人経験あり(職種はSE、技術営業、大学補手)、その間体調不良による遅刻欠席なし。 聴覚障害者のための情報保障(PCノートテイク)をロースクール時代に開始、現在も継続中。 趣味は読書、バレーボール。TOEIC 845点(法科大学院入学前)。 試験選択科目は倒産法だが、労働法・知財法・経済法・環境法・韓国法・中国法・ヨーロッパ法・エジプト法など幅広く履修。			

職務経歴書

平成23年10月19日  
阿部通子

株式会社ビーエスピー	
平成7年4月 ～平成10年3月	<p>プロダクト開発部</p> <p>職務分野：プログラマ 使用言語：アセンブラ，C言語 使用OS：MVS，VOS，XSP等 開発内容：ジョブスケジューラ関連の開発等</p>
平成10年4月 ～平成13年3月	<p>札幌テクノセンタ</p> <p>職務分野：プログラマ 使用言語：C言語 使用OS：MVS，Solaris，AIX，HP-UX，Windows等 開発内容：社内共通モジュールの開発，移植等</p> <p>外注管理，ISO審査を経験しました。</p>
平成13年4月 ～平成15年10月	<p>プロダクト推進部 輸入プロダクト推進グループ</p> <p>職務分野：システムエンジニア，セールスエンジニア 職務内容：帳票管理システムのカスタマイズ，システム管理製品のOEM化(契約交渉，開発，広報，サポート，セールス)等</p> <p>ある製品についてOEM化を任され，チームメンバーは自分だけという厳しい状況下で，無事製品化・販売にこぎつけました。東京ビッグサイトでの展示会に掲げたパネルを感慨深く見上げたことを思い出します。供給元の社長や担当者とのよい関係が築けたこと，社内で力を貸してくれる仲間が多くいたことが成功の原因だと思えます。また，ここで法務の仕事に触れたことからビジネス実務法務や知的財産検定の資格を取得し，のちに法科大学院へ進学する契機になりました。</p>
株式会社スカイラピス	
平成15年11月 ～平成18年3月	<p>職務分野：システムエンジニア， 職務内容：ビーエスピー製品のサポート，開発，開発契約交渉， ホスティングサービスの立ち上げ，マニュアル作成等</p> <p>株式会社ビーエスピーからスピンアウトした会社に移籍しました。開発者しかいない部門が独立したため，以前法務の仕事に触れたことのある私が法務的役割も兼任することになり，受託契約に伴う契約交渉などを行いました。</p>
学校法人東京理科大学	
平成22年1月 ～現在	<p>職務分野：理学部第二部数学科 嘱託補手 職務内容：授業資料の準備など教授陣の補佐</p>
	<p>本来の仕事はコピーとお茶くみ，掃除などですが，「教授陣を雑用から解放し，教育・研究に専念できる環境をつくること」が自分の仕事であると考え，本の修繕，過去の会議資料の整理やスキャン，PCの設定，VBAでの開発など，さまざまな雑用をこなしています。第二部だけでなく第一部数学科の先生方からも依頼を多く受けており，先生方からは「丸投げしておけばいいから楽」などと信頼いただいています。また，豆から曳いて淹れる本格派コーヒーも好評です。</p>



2013. 9. 3

## 阿部 通子 面談議事

- 対象者 阿部 通子 コーポレート本部法務部戦略法務セクション
- 面談日時 2013年9月2日(月) 12:30~13:00
- 面談者 小松コーポレート本部長、野々垣(人事部長)

### ○議事内容

#### [国選弁護士等の兼業について]

##### ・小松

国選弁護士として活動していると聞いているが、本当か。

##### ・阿部

入社の際に、弁護士として必要であれば、国選弁護士として活動しても良いと言われたので、そのようにしている。労働条件通知書に、そのような記載があったはずだが。

\*野々垣より、労働条件通知書ならびに労働契約書に、そのような記載がないことを伝える。

##### ・阿部

労働条件通知書ではなかったかもしれないが、書面で受け取っている。家に帰ればある。当時の採用担当者の福家(フケ)さんから受け取っている。

\*福家; 当時の人材開発セクション担当セクマネ

##### ・小松

現状は会社として国選弁護人の兼業を認めている認識はないが、その点についてはミスコミュニケーションであったということは認める。

しかしながら、就業規則に定める、兼業に関する届け出がされておらず、ルールに従っていないのも事実である。

現在の国選弁護士としての活動は、業務に支障はないのか。

##### ・阿部

活動は、平日業後の夜間、もしくは土日に行っているので問題ないと認識している。

法廷に出向くために、1度だけ私用外出したことはある。

また、たまに会社のコピー機等を使用させてもらうことはある。

##### ・小松

会社のコピー機を、会社の業務以外に使うことは問題だと思う。

また、業後夜間に行っていれば即ち業務に支障がないとも考え難く、また、私用外出も通院などの場合とは異なり、会社として認める理由は薄いと考える。

会社としては、阿部さんの法務部員としての業務遂行にあたり、国選弁護人の活動が必要とは認め難く、今後は兼業を辞めて欲しいと考えている。

- ・野々垣

国選弁護人としての活動を認めたという、入社当時に福家から受け取った書類は、写しをいただきたい。~~1、~~

弁護士資格を保持するために、国選弁護人等の公益活動が必要なことは認識しているが、国選弁護人以外の代替策もあるはずなので、今後は兼業にあたらぬ何かしらの代替策を講じて欲しい。

なお、国選弁護人を辞めていただくにあたって、現在仕掛中のものはあるのか。何か、誰かに多大な迷惑がかかってしまうものなどはあるか。

- ・阿部

仕掛中の案件は1件ある。

また、その後に2件ほど予定されているが、代わりに弁護士が手当できれば何とかなると聞いている。

- ・野々垣

それでは、現在仕掛中の案件については、案件内容と今後のスケジュールを、兼業の届け出として人事部へ提出して欲しい。

その後の2件の予定については、代わりに弁護士を手当してもらいたい。

また今後、国選弁護人に限らず兼業の恐れがある事項については、必ず人事部へ届け出ること。

- ・小松

しかしながら、届け出たから即ち兼業を認めるということではなく、殆どが認められることはないことを認識してもらいたい。

**【参考；兼業を禁止・抑制する理由 【議事外】】**

以下の「労働契約上の義務」に抵触する可能性、危険性があるため。

- ・労務提供義務

>使用者に対して労務を提供する義務。

- ・競業禁止義務

>会社に対して使用者の利益を侵害するような競業（ライバル関係に当たる業務に従事すること等）を差し控える義務。

- ・使用者の信用を毀損しないようにする義務

**[法務部員としての適性について]**

- ・小松

7月にニワゴの予算外案件において、予算外案件権限者であるコーポレート本部長がワークフロー入っていない件について、間違いを指摘されているにも関わらず、8月に同様の間違いを犯している。なぜ2回目の間違いが防げなかったのか。

また、仮にワークフローの設定がそのようになっていたとしても、予算外案件にコーポレート本部長承認が必要であることに疑問を持たなかったのか。

- ・阿部

7月の件については、8月の件と同時に指摘を受けたので、2回目を防ぐことができなかった。また、自分なりにニワゴ職務権限表を調べたうえで稟申しており、間違いを犯しているという意識はなかった。

職務権限表には「ドワンゴコーポレート本部長の事前確認を得た上で決裁を行う」とあり、これに従い事前確認を得た上で決裁を行っている。

・野々垣

口頭で確認を得ただけで、「事前確認を得た」と解釈をしていることが問題だと認識している。確認を得た上で、ワークフロー上で承認を得ることが必要であったと認識している。そこに気付くべきであった。

・小松

コーポレート本部長としては、自分が確認した内容のとおり承認が行われているか、いつ承認行為が行われているかがわからない。気づいたときには、既に社長決裁が終わっている状況である。

この点を疑わないで業務を遂行していることが、法務部員という点を考慮すると、コンプライアンス意識に欠け、適性がないと判断せざるを得ないと考えている。

・野々垣

法務部員としての適性がないと判断する以上、会社としては、配置転換などを検討せざるを得ない。

配置転換を受け入れるか、弁護士資格を有する者として法務部以外の仕事を受け入れられないのか、を考えて欲しい。

もし配置転換を受け入れられないとなると、この先のことを更に話し合う必要があると考えている。

・阿部

配置転換するという事になると、10月1日付になるのか。

・野々垣

配置転換の部署や時期については、今後検討する。

以 上

採用  
オ75-X-10

※ 1.

## 条件通知書

阿部 通子 様

平成 23 年 11 月 18 日  
株式会社ドワンゴ人事部

先日は面談にお越しいただきありがとうございました。  
弊社では是非阿部様をお迎えしたいと考えております。  
つきましては、下記条件にて検討しております。ご承諾いただけるようでしたら、改めて入社日のご相談をさせていただきますたく存じます。

### 記

雇用形態：正社員（入社日より 3 ヶ月間の試用期間有）  
配属予定部署：法務部  
基本給：¥338,000.-・・・※1  
年 収：¥5,408,000.-・・・※2  
査 定：年 2 回（4 月・10 月）  
賞 与：年 2 回（6 月・12 月）・・・※3  
勤務時間：裁量労働制（1 日 8 時間のみなし労働制）  
休日休暇：完全週休 2 日制（土・日）、祝日、年末年始休暇、  
年次有給休暇、特別休暇、慶弔休暇、リフレッシュ休暇  
福利厚生：各種社会保険完備、社員持株制度、財形貯蓄制度、  
確定拠出年金、各種団体保険、リロクラブ  
諸手当：近距離手当（東京本社より半径 5km 圏内に居住する  
場合は月額 30,000 円）  
通勤交通費手当（上限月額 50,000 円）  
※近距離手当支給の場合は支給しません  
育児手当 ※条件有

- ※1 基本給には前払い退職金 23,000 円が含まれます。  
弁護士会費については別途支給いたします。  
費用が確定次第改めてのご相談となります。
- ※2 年収の算出にあたっては、年間の賞与を見込んだ金額  
とします。夏季・冬季賞与についてはそれぞれ基本給の  
2 ヶ月分として算出しております。
- ※3 ご入社時期、評価、業績により夏季・冬季賞与額が  
変動いたします。

#### その他

- ・国選弁護人の受任についてはあくまでも業務優先での受託を  
お願いいたします。
- ・個人的な民事事件の受任について、ドワンゴでは基本的に認めて  
おりません。ご了承ください。

以上

## 野々垣 尚志

---

差出人: 阿部 通子 <michiko\_abe@dwango.co.jp>  
送信日時: 2013年9月5日木曜日 17:48  
宛先: '野々垣 尚志'  
CC: '小松 百合弥'  
件名: RE: お願い  
添付ファイル: img-903090918-0001.pdf

野々垣さん

お疲れさまです。阿部です。

遅くなって申し訳ありません。

取り急ぎ、当時の人事の福家さんからいただいた紙をお送りいたします。

兼業報告書についてはのちほどお送りいたします。

(なお、現在仕掛中のものは、結果待ちの1件のみでそれについての活動予定はありません。)

どうぞよろしくお願いいたします。

---

コーポレート本部 法務部  
戦略法務セクション  
阿部 通子 (内線: 1409)

---

---

**From:** 野々垣 尚志 [mailto:hisashi\_nonogaki@dwango.co.jp]  
**Sent:** Thursday, September 05, 2013 11:41 AM  
**To:** 阿部 通子  
**Cc:** 小松 百合弥  
**Subject:** お願い

阿部さん

人事の野々垣です。

お願いがあります。

先日の小松さんとの面談の中で、以下の点をお願いしたと思いますが、未だアクションがありませんので、確認の上早急にご提出をお願いします。

- ・入社時に、当時の採用担当 福家（フケ）より受け取った、選弁護人の活動を認める旨の書面。
- ・現在仕掛中の国選弁護人に関する兼業報告書。  
今後の活動日程等をできるだけ詳細に。  
→ 兼業報告書 <https://g.dwango.co.jp/cgi-bin/cbgrn/grn.cgi/cabinet/view?hid=9&fid=31>

よろしくお願いいたします。

---

株式会社ドワンゴ コーポレート本部 人事部

野々垣 尚志 Nonogaki Hisashi

mail:hisashi\_nonogaki@dwango.co.jp

TEL : 03-3549-6323

FAX : 03-3549-6393

〒104-0061 東京都中央区銀座 4-12-15 歌舞伎座タワー



## 野々垣 尚志

---

差出人: 阿部 通子 <michiko\_abe@dwango.co.jp>  
送信日時: 2013年9月9日月曜日 12:13  
宛先: '野々垣 尚志'  
件名: RE: お願い  
添付ファイル: 312兼業報告書.xls

フラグの内容: ご協力お願いします  
フラグ: フラグあり

分類項目: 分類項目 オレンジ, 分類項目 黄, 分類項目 紫

野々垣さん

お疲れさまです。阿部です。

兼業報告書について、添付のような書式でよいかご確認いただけますでしょうか。  
もしこれでよいようでしたら、伊織さんの判をいただいた上で  
あらためて提出させていただきたいと思えます。

お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

---

コーポレート本部 法務部  
戦略法務セクション  
阿部 通子 (内線: 1409)

---

---

**From:** 野々垣 尚志 [mailto:hisashi\_nonogaki@dwango.co.jp]  
**Sent:** Thursday, September 05, 2013 11:41 AM  
**To:** 阿部 通子  
**Cc:** 小松 百合弥  
**Subject:** お願い

阿部さん

人事の野々垣です。

お願いがあります。  
先日の小松さんとの面談の中で、以下の点をお願いしたと思えますが、  
未だアクションがありませんので、確認の上早急にご提出をお願いします。

- ・入社時に、当時の採用担当 福家（フケ）より受け取った、選弁護人の活動を認める旨の書面。
- ・現在仕掛中の国選弁護人に関する兼業報告書。  
今後の活動日程等をできるだけ詳細に。  
→ 兼業報告書 <https://g.dwango.co.jp/cgi-bin/cbgrn/grn.cgi/cabinet/view?hid=9&fid=31>

よろしくお願ひいたします。

---

株式会社ドワンゴ コーポレート本部 人事部

野々垣 尚志 Nonogaki Hisashi

mail:hisashi\_nonogaki@dwango.co.jp

TEL : 03-3549-6323

FAX : 03-3549-6393

〒104-0061 東京都中央区銀座 4-12-15 歌舞伎座タワー

# 兼業報告書

株式会社ドワンゴ 殿

私は、兼業を行うため、従業員就業規則第45条の定めるところにより  
ご許可をいただきたく、以下の通り申請いたします。

なお、これにより貴社での業務に支障をきたさないよう努めます。

				申請日	2013/9/9
申請者	部 署	コーポレート本部 法務部			申請者印
	社員番号	11301055	氏 名	阿部通子	
兼業期間	2013年 9月 6日		～	2013年 3月 31日	
兼業の詳細	<p>(業務内容、勤務地、勤務日数、勤務時間など、できる限り詳しく)</p> <p>現在進行中の案件</p> <p>1. 上告事件 業務内容: 書面のやりとりのみ(現在, 結果待ち) 今後の予定: 9月中に結果通知を受け終了の見込み</p> <p>今後の予定</p> <p>1. 当番待機日 (10月5日(土), 2月3日(月)) 業務内容: 法テラスから連絡があった場合, 被疑者に面会に行く。 その日のみで終了の場合もあるが, 引き続き被疑者国選, 被告人国選の活動を行わなければならないこともある。なお, その場合の活動は, 業務時間外に行う。</p> <p>国選は業務に支障がない範囲でやってよいというお約束で入社させていただいたこともあり, 上記の通り既に当番が割り当てられています。 これを断るとなると, 弁護士会や他の会員弁護士にも多大なご迷惑をおかけすることになりますので, 2014年3月まで上記活動に限って許可をいただきたく, お願い申し上げます。</p>				

	人事部長	本部長 (執行役員)	部室長	セクションマネージャ
確認印				

## 野々垣 尚志

---

差出人: 野々垣 尚志 <hisashi\_nonogaki@dwango.co.jp>  
送信日時: 2013年9月9日月曜日 15:02  
宛先: '阿部 通子'  
CC: 小松 百合弥 (yuriya\_komatsu@dwango.co.jp)  
件名: RE: お願い  
添付ファイル: 312兼業報告書.xls

阿部さん

兼業報告書の内容、確認させていただきました。

先日の約束どおり、今後の予定についてはご調整いただいてよろしい  
ですか？

仮に、被疑者国選、被告人国選の対応が生じた場合に、会社の業務と  
かぶってしまったら、その対応はどうなるのでしょうか。  
課題発生による業務増加や、緊急対応業務など、調整不可能な要素は  
多大にあると思うのですが。

ということを見ると、業務優先、ということは約束し難いのでは  
ないでしょうか。

その時になって、業務優先なので対応できない、という方が、よほど  
弁護士会や他の弁護士の方々へご迷惑をおかけするのではないのでしょうか。

本報告書は、一旦差し戻したします。  
ご調整をお願いします。

人事 野々垣

---

**From:** 阿部 通子 [mailto:michiko\_abe@dwango.co.jp]  
**Sent:** Monday, September 09, 2013 12:13 PM  
**To:** '野々垣 尚志'  
**Subject:** RE: お願い

野々垣さん

お疲れさまです。阿部です。

兼業報告書について、添付のような書式でよいかご確認いただけますでしょうか。  
もしこれでよいようでしたら、伊織さんの判をいただいた上で  
あらためて提出させていただきたいと思います。

お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

---

コーポレート本部 法務部  
戦略法務セクション  
阿部 通子 (内線: 1409)

---

---

**From:** 野々垣 尚志 [mailto:hisashi\_nonogaki@dwango.co.jp]  
**Sent:** Thursday, September 05, 2013 11:41 AM  
**To:** 阿部 通子  
**Cc:** 小松 百合弥  
**Subject:** お願い

阿部さん

人事の野々垣です。

お願いがあります。  
先日の小松さんとの面談の中で、以下の点をお願いしたと思いますが、  
未だアクションがありませんので、確認の上早急にご提出をお願いします。

- ・入社時に、当時の採用担当 福家（フケ）より受け取った、選弁護人の活動を認める旨の書面。
- ・現在仕掛中の国選弁護人に関する兼業報告書。  
今後の活動日程等をできるだけ詳細に。  
→ 兼業報告書 <https://g.dwango.co.jp/cgi-bin/cbgrn/grn.cgi/cabinet/view?hid=9&fid=31>

よろしくお願いいたします。

---

株式会社ドワンゴ コーポレート本部 人事部  
野々垣 尚志 Nonogaki Hisashi  
mail:hisashi\_nonogaki@dwango.co.jp  
TEL : 03-3549-6323  
FAX : 03-3549-6393  
〒104-0061 東京都中央区銀座 4-12-15 歌舞伎座タワー

# 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (事業主通知用)

確認 (受理) 通知年月日

H250117

雇用保険被保険者資格取得届に基づき、下記のとおり確認 (通知) します。

被保険者番号

5039-209669-2

事業所番号

1301-553383-0

管轄区分

0

被保険者氏名

アハ ミチコ

性別

2 (1 男  
2 女)

生年月日 (元号-年月日)

3 470618 (2 大正 3 昭和  
4 平成)

事業所名略称

株式会社 ドワンゴ



資格取得年月日

H250101

取得時被保険者種類

1 (1又は9 一般  
4又は5 高年齢  
2又は3 短期)

転勤の年月日

[Empty box for transfer date]

## 注 意

- 1 労働保険事務組合は、この通知書の交付を受けたときは、第1面の事業主に提示しなければならない。
- 2 被保険者となったことの確認に係る処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に処分を行った公共職業安定所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をすることができる。
- 3 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」という。）に対して再審査請求をすることができる。ただし、審査請求をした日から3箇月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができる。
- 4 この処分に対する取消訴訟は、この処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（裁決があった日から1年を経過した場合を除く。）。ただし、（1）再審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき、（2）再審査請求についての裁決を経ることにより生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで取消訴訟を提起することができる。また、（1）処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、（2）その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができる。
- 5 この通知書は、その被保険者を雇用している期間中及びその者が被保険者資格を喪失してから少なくとも4年間は、事業主において大切に保管すること。
- 6 この通知書とともに交付された雇用保険被保険者証は速やかに本人に対し交付し、必ず本人に保管させること。